

音楽のまち推進委員会設置要綱

(目 的)

第1条 音楽のまち天理を目指し音楽文化を活かしたまちづくりを具体的に進めていくことを目的に、天理市の音楽文化の推進について、広い見地から検討し、創意ある意見を求めるために、音楽のまち推進委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について、意見交換及び提案を行う。

- (1) 天理市における音楽文化事業の推進に関すること。
- (2) 音楽文化を通してのまちづくりに関すること。
- (3) 音楽文化の振興のため市施設利用にかかる優遇につき、市長の諮問に答えること。
- (4) その他必要な事項に関すること。

(組 織)

第3条 委員会は、市内音楽文化活動団体の関係者から市長が委嘱した者（以下、委嘱委員という。）で構成する。

- 2 委嘱委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。任期の途中で交代したときは、前任者の残任期間とする。

(役 員)

第4条 役員は、委員の中から互選により、委員長1名、副委員長1名を選出する。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会議の議長となる。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代行する。

(会 議)

第5条 会議は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議の出席を求め、意見及び説明を聴くことができる。

(事 務 局)

第6条 事務局を、くらし文化部文化スポーツ振興課に置くものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

- 1 本要綱は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この要綱により、最初に委嘱される委員の任期は、第3条の規定にかかわらず平成30年3月31日とする。
- 3 本要綱は、平成31年4月1日から施行する。